

「徳島県食品表示適正化基本計画(案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

令和4年12月9日から令和5年1月10日までの間、パブリックコメント制度による意見を募集したところ、5名の方から17件のご意見・ご提言をいただきました。ご意見に対する県の考え方は次のとおりです。

NO.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	I 計画の基本的な事項 3 計画の基本理念 P1(2)「県産食品の生産を振興」の後に、「保護」を追加する。	ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見は今後の食品表示の適正化を推進する上で参考とさせていただきます。 なお、育成者権や商標権などの農産物ブランド品種の海外流出防止対策については、日本全体で取り組む課題であることから、国が「海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会」を設置し、課題解決に向けた検討を行い、我が国における育成者権管理機関のあり方について提言を行っております。この提言を受けまして、農林水産省が、知的財産権の価値の最大化に向け、育成者権管理機関の設立を検討しております。
2	II 計画の体系 P2「1 食品関連事業者等支援の推進」 最後に、「日本特産の高級フルーツの持ち出し、栽培が中国、韓国などでなされ、第三国市場で莫大な利益を上げる状況が進行しています。日本国内だけでなく、海外における育成者権、商標権の取得を支援して、地域特産品の保護を進める必要があります。」を追加する。	
3	III 重点項目 P3「5 産地偽装防止対策の強化」 最後に、「徳島県産品の育成者権、商標権の保護を国内外で進め、産地偽装防止対策を強化します。」を追加する。	
4	IV 具体的取組 1 食品関連事業者等による食品表示の適正化 P4(3)認証制度の運用による県産食品の信頼性の向上 最後に、「徳島県産品の育成者権、商標権の保護を国内外で進め、県産品の保護を強化します。」を追加する。	
5	I 計画の基本的な事項 P1「3 計画の基本理念」 「(8)不適切表示の排除」を追加する。	不適切表示の排除につきましては、P2「II 計画の体系」に施策の柱として、「食品表示の適正化の推進」を位置づけ、食品表示に対する消費者の信頼を揺るがすことのないよう監視活動を実施し、不適正表示の是正に取り組んでおります。
6	II 計画の体系 P2「2 消費者教育の推進」 最後に、「消費者庁は令和4年3月30日に「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を公表しました。消費者庁の検討会で指摘されたが、食品添加物の使用があたかも有害と見なされるような不使用、無添加表示が横行しています。消費者に食品添加物の役割と安全性について理解を深めていただき、適切な判断をいただけるよう学校教育や食品表示現場での情報提供を進めます。」を追加する。	食品添加物については、P4「IV 具体的取組」の「2(1)食品に対する正しい知識の普及啓発」において、「食の安全安心」のテーマの一つとして、普及啓発に取り組んで参りたいと考えております。
7	III 重点項目 P3「3 消費者教育の推進」 最後に、「食品添加物の役割と安全性について、消費者の適切な理解を支援します。」を追加する。	
8	II 計画の体系 P2「3 食品表示の適正化の推進」 最後に、「消費者庁は「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を12月5日に公表しました。国民の健康志向の高まりを受け、健康の保持増進の効果が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果を期待させるような虚偽誇大表示や不当表示と広告・宣伝が広く見受けられます。本留意事項を参照して広告・表示の適正化を推進します。」を追加する。	健康食品については、P3「III 重点項目」の「1 食品関連事業者等の表示等対策支援」において、関連法令を正しく理解し、適正な表示を行うよう食品関連事業者等を支援して参りたいと考えております。
9	III 重点項目 P3「7 消費者庁との連携」 最後に、「消費者庁の「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」や「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を参照して、適正な表示・広告の推進を図ります。」を追加する。	いただいたご意見を参考に文言を修正いたしました。
10	IV 具体的取組 1 食品関連事業者等による食品表示の適正化 P4(3)認証制度の運用による県産食品の信頼性の向上 「認証制度」の後に、「等」を追加する。	いただいたご意見を参考に文言を修正いたしました。

NO.	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
11	P6「V 活動指標」は、随時、推進ではなく、具体的な数値にするべきではないか。	いただいたご意見を参考に文言を修正いたしました。
12	食に関する適正な情報の表示はとても大切なことだと思う。食品に関する事業者は零細で高齢な方の場合もあるので、そういう方にも届く情報提供をお願いしたい。	食品関連事業者等が適正な表示を実施できるよう県下各地域で食品表示制度講習会を開催しております。また、食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示相談窓口」及び「栄養表示相談窓口」を設置し、表示に関する疑問点や質問に対して個別に相談対応を行い、食品関連事業者等の適正表示を支援しております。
13	消費者教育はとても大切なので、幅広い教育機会の提供をお願いしたい。	P2「消費者教育の推進」を施策の柱として位置づけ、小学生から高校生を対象としたゼミナールや食の安全安心に係るフォーラム等を実施するなど幅広い世代を対象として、食に関する正しい情報発信に努めております。
14	食品表示を信じて買うので、不正には厳しく対応して欲しい。	科学的産地等判別分析を積極的に活用した「とくしま食品表示Gメン」による徹底した監視活動を実施し、不適正事案の未然防止と厳正な法執行に努めております。
15	栄養に関する講習会などの知る機会が増えるように周知をお願いしたい。	WEBやWEBとリアルを融合させたハイブリット型の出前講座や多様なリスクコミュニケーションを実施しており、ホームページやメール等を活用し、多くの方に参加いただけるよう周知に努めております。
16	P2施策の柱とP3重点項目の「消費者教育の推進」を見ると、幅広い層に取組を行う必要が感じられます。しかし、具体的取組のP4「2 消費者教育による食品表示の正しい理解の促進」を見ると、フォーラムやゼミナールの開催、相談窓口の運用が挙げられており、関心の低い層に対しては十分ではないように思いました。関心の低い層が興味を持つことができる取組はありますか。	小学生から大学生、子育て世代、一般消費者の世代毎にアプローチを行い、リスクコミュニケーションを実施しております。その中で、関心に温度差がある場合も認められますので、これからも食の安全安心に興味を持っていただけるよう効果的な普及啓発に取り組んで参りたいと考えております。
17	計画はP2「PDCAサイクルの考え方」に基づいて、点検・評価が行われるとされていますが、消費者教育が実際に消費行動に変化を与えたか、健康に寄与したか、については、どのように評価を行いますか。	リスクコミュニケーション時にアンケート調査を行い、実施前後で興味や理解度等の状況把握を行っております。いただいたご意見は今後の食品表示の適正化を推進する上で参考とさせていただきます。